

【参考】地方独立行政法人会計基準等の改訂について

2023（令和 5）年度決算より地方独立行政法人会計基準等が改訂（資産見返負債の原則廃止）されました。

このため、2023 年度以降の決算においては、次のような影響が生じています。

（１）資産見返負債の廃止に伴う単年度の損益への影響

例：1,000 万円の固定資産を取得した場合

＜基準改訂前（2022 年度まで）＞ ※単年度で損益が均衡する

	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
収 益 (資産見返 負債戻入)	200 万円 の収益	200 万円 の収益	200 万円 の収益	200 万円 の収益	200 万円 の収益
費 用	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費
利益・損失	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円



＜基準改訂後（2023 年度以降）＞ ※単年度では損益が均衡しなくなる

	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
収 益 (運営費交 付金収益)	1,000 万円 の収益	—	—	—	—
費 用	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費	200 万円の 減価償却費
利益・損失	+800 万円	△200 万円	△200 万円	△200 万円	△200 万円

（２）会計基準改訂初年度（2023 年度決算）への影響

資産見返負債が廃止されたことに伴い、既存の資産見返負債の全額が臨時利益に振り替えられることとなり、多額の臨時利益が発生しました。

（３）目的積立金への影響

基準改訂前（2022 年度まで）は、会計上の利益と剰余資金が一致していたため、経営努力によるものと認められた目的積立金と同額の剰余資金を財源に、翌年度以降に執行していましたが、会計基準の改訂により会計上の利益と剰余資金が一致しなくなったため、これまでの資金の裏付けのある「①目的積立金」とは別に、新たに資金の裏付けのない会計上の利益である「②積立金」として積み立てることとなっています。「②積立金」については、次年度以降、損益上の損失が発生した場合の補填に充当することが可能となります。